

# 第 6 1 回 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会 議 事 録

平成 2 8 年 2 月 2 6 日 ( 金 )

1 3 : 3 0 ~

宇 都 宮 市 教 育 セ ン タ ー

出席委員

1号委員

菊池昭吾委員, 横尾昇剛委員,  
岡田豊子委員, 高橋晃委員  
小野口睦子委員, 森本章倫委員,  
安藤英夫委員, 森岡正行委員 (8名)

2号委員

村田雅彦委員, 舟本肇委員,  
櫻井啓一委員, 今井恭男委員 (4名)

3号委員

伊藤浩委員  
齋藤守委員  
緑川好美委員(代理出席:黒嶋聡) (3名)  
(計15名)

出席幹事

田辺義博幹事, 飯塚由貴雄幹事,  
的場征史幹事, 赤石澤亮幹事,  
北條修幹事, 高橋功幹事,  
塚田浩幹事 (7名)

(臨時幹事)

山中昌幸幹事, 高橋裕司幹事 (2名)

事務局

松本朝行書記, 牧口次利書記,  
金田昌幸書記 (3名)

【開会前】

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。  
ます。

それでは、開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させていただきます。

資料としては、事前にお送りしております、

- ①第61回宇都宮市都市計画審議会 次第
- ②資料1「(仮称)宇都宮市立地適正化計画」について
- ③参考「立地適正化計画」の対象範囲と「拠点と居住地」のイメージについて

④別紙1-1「(仮称)宇都宮市立地適正化計画」(素案)【概要版】

- ⑤別紙1-2(仮称)宇都宮市立地適正化計画(素案)
- ⑥別紙2-1都市機能誘導区域の設定の考え方(案)等について
- ⑦別紙2-2地域拠点等に係都市機能誘導地域の設定基準(案)について
- ⑧別紙2-3都市機能誘導区域の設定イメージ

本日、机上に配布いたしました、

- ⑨参考資料(仮称)宇都宮市立地適正化計画策定スケジュール
- ⑩カラー刷りの立地適正化計画概要パンフレット
- ⑪市街化調整区域における土地利用方針について
- ⑫LRT事業に係る都市計画手続きについて

以上の資料となっております。

不足しているものがありましたら、お知らせください。  
よろしいでしょうか。

続きまして、今回の審議にあたり、臨時幹事が出席しておりますので紹介いたします。

都市整備部副参事の山中です。

市街地整備課長の高橋です。

なお、都市計画課長の塚田幹事につきましては、所用により遅れて出席予定となっております。

松本書記

それでは、只今から「第61回宇都宮市都市計画審議会」を開会いたします。

ここからの進行は、森本会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

森本議長

それでは、只今より、第61回宇都宮市都市計画審議会を開催したいと思います。

開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

人口減少社会へのまちづくりへの対応ということで平成26年8月に都市再生特別措置法が施行されました。その中の目玉の一つが「立地適正化計画」といって、具体的にどこに機能を集約させるかということを決める計画であります。策定は任意ではありますが昨年12月末現在で全国220の都市が策定する準備を進めており、本市もその中の1つということでございます。栃木県内では本市、栃木市、日光市、那須塩原市、下野市の5つの市が「立地適正化計画」の策定の手続きを進めていると聞いております。

本市が掲げる「ネットワーク型コンパクトシティ」を形成する上で極めて重要な土台となるものが「立地適正化計画」でございます。今日の議題がその1点でございますので、皆様からご意見をいただきながら十分な議論を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、本会の成立について、事務局より報告をお願いいたします。

牧口書記

本日の会議でございますが、現在出席委員は14名でございます。これは、当審議会条例第6条にございます「審議会は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

森本議長

続きまして、本日の会議の公開についてですが、本日の議案は、個人情報扱う案件ではないため、「公開」としてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

森本議長

続きまして、本日の傍聴者について、事務局より報告をお願いします。

牧口書記

本日の会議につきましては、傍聴定員10名のところ、現在の傍聴者は4名でございます。記者の方はいらっしゃいません。

森本議長

審議の公開に際し、傍聴者の方へ申し上げます。お手元の「傍聴要領」に記載してあることをよくお読みになって、審議の進行にご協力ください。

続きまして、当審議会条例の施行規則第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、

岡田 豊子委員と

小野口 睦子委員の

お二人をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、会議次第に従い議事を進めてまいります。

本日の議題といたしまして、議案は1件となります。

この議案につきましては、平成28年2月19日付、宮都第559号にて市長から諮問がなされております。

議案第1号の「(仮称)宇都宮市立地適正化計画」につきましては、前回1月の第60回審議会において、計画の概要、策定スケジュールなどについて事務局からご報告がございました。今回は、平成28年度末の計画策定に向けて、計画の素案を取りまとめるとともに、都市機能誘導区域の設定の考え方(案)を整理したことから、皆様の意見をお伺いするものです。

なお、この「立地適正化計画」につきましては、平成28年度末の策定を予定しているということで、それまで、引き続き、審議を行っていきたいと思っております。

それでは、議案第1号について事務局より説明をお願いします。

議案第1号「(仮称)宇都宮市立地適正化計画」についてご説明いたします。

「資料1 (仮称)宇都宮市立地適正化計画について」をご覧ください。

今回の協議の趣旨にもございますが、平成28年度末の計画策定に向けまして、計画の素案を取りまとめるとともに、都市機能誘導区域の設定の考え方(案)を整理しましたことから、その内容について協議をお願いするものでございます。

そのうち、「1(仮称)宇都宮市立地適正化計画」(素案)についてではありますが、「(1)取りまとめの考え方」につきましては、都市再生特別措置法や国の定める都市計画運用指針において、計画に記載すべき事項として定められた項目を基本に、「立地適正化計画」のベースとなる基本的な方針あるいは、誘導区域等の考え方について整理したものであります。

また、「(2)記載内容(特徴等)」につきましては、本市が目指す「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現に向けて、長期的なまちづくりの方向性を示す「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」や「都市計画マスタープラン」の方針等を踏まえた内容としております。

計画の中で「第1章 立地適正化に関する基本的な方針」につきましては、市街化調整区域の拠点への生活利便機能の集約や定住環境の維持・向上など、宇都宮市全体を見渡した内容としております。

また、「第1章の3 将来都市構造」につきましては、「形成ビジョン」を踏まえまして、都市の骨格構造を構成する「拠点」と「交通軸」を示すとともに、「第1章の4 居住地形成の方向性」として多様な暮らし方が選択できる「居住地」の維持・形成を位置付けているところでございます。

ただ今のご説明に関連しまして、資料1の次の「参考 「立地適正化計画」の対象範囲と「拠点と居住地」のイメージについて」をご説明させていただきます。

「1 計画の対象範囲のイメージ」ではありますが、計画の区域は、都市再生特別措置法において都市計画区域全体とされておりますことから、市全域としております。

その上で、「ネットワーク型コンパクトシティ」を実現する上では都市全体を見渡した都市づくりが重要でありますことから、市街化区域において誘導区域を設定し誘導を図る「立地適正化計画」と合わせま

して、市街化調整区域を対象とした土地利用の方針を策定し、市民生活を支える都市機能等の維持・確保に一体的に取り組んでいくこととしてございます。

下の図が、計画の対象範囲のイメージでございます。

計画の「第1章 基本的な方針」につきましては、「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を目指すものであり、宇都宮市全体を対象とした方針であります。

その中で、「ネットワーク型コンパクトシティ」の具現化策といたしまして、市街化区域においては、「立地適正化計画」において、都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定することにより、拠点などに都市機能や居住の誘導を図り、また、市街化調整区域においては、整備及び保全の方針を策定し、拠点への生活利便機能の充実などを図っていくこととしておりました。この二つの計画を一体的に取り組むことにより「ネットワーク型コンパクトシティ」の具現化を図っていくものとしております。

次に、裏面をご覧ください。

「2 拠点と居住地のイメージ」を示したものでございます。

これは、本計画において位置づけました拠点や居住地と「都市機能誘導区域」、「居住誘導区域」の関係性を整理したものでございます。

まず、「拠点」のうち、市街化区域の拠点に「都市機能誘導区域」を設定し、都市機能に加え、居住の誘導を図ることとしてございます。また、「居住地」のうち、市街化区域の拠点や公共交通利便エリアなどに「居住誘導区域」を設定し、居住の誘導を図ることとしてございます。

また、「居住誘導区域外の居住地」につきましては、自然環境の保全等により、自然と調和したゆとりある居住環境を維持・確保することとしております。

なお、「都市機能誘導区域」につきましては、「居住誘導区域」に先行して平成28年度末に設定していくものとしてございますが、これは、居住誘導については市民へのより丁寧な説明を要するとともに、地域の核となる拠点の生活利便性を高めることが、居住誘導にも資するという考えによるところでございます。

下の図は、「拠点と居住地の重なりイメージ」でございしますが、「市街化区域の拠点」においては、「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」が重なるように設定されることを表してございます。

また、太線の内側の市街化区域に誘導区域を設定することから、優先的かつ計画的に市街化を図る市街化区域と、市街化の抑制を図る市街化調整区域の両方に誘導区域から外れる地域が存在することを表しており、また、左側の縦軸に「都市機能の集積度」と「自然環境との調和」を表してございますが、都市機能は上に行くほど（拠点到近くなるほど）充実しますが、逆に、自然環境は下に行くほど豊かになるということで、それぞれの居住地域のポジティブなイメージを示していきたいと考えてございます。

以上を踏まえて、計画素案の内容につきましては、別紙1-1の概要版を説明させていただきます。

まず、左側の「序章 計画の策定にあたって」のうち、「(1)策定の趣旨・目的」につきましては、社会情勢の変化に対応し、持続的に発展するための『ネットワーク型コンパクトシティ』を具現化するため、居住や都市機能の立地誘導に係る取組を位置付け推進するものでございます。

次に、「(2)計画の役割」につきましては、「コンパクトシティ形成に向け、居住や都市機能の立地を緩やかに誘導する仕組みの構築」、「都市計画と、医療・福祉、商業、交通などの関連分野が連携した施策の推進」、また、誘導策の事前明示による市民や事業者が拠点等への施設立地に取り組みやすい環境の整備などでございます。

「(3)計画の位置付け」につきましては、都市再生特別措置法に基づきまして、コンパクトシティを実現するための都市計画のマスタープランの一部を構成するものでございます。「総合計画」や「都市計画区域マスタープラン」などを踏まえ、関連分野と整合を図りながら、「ネットワーク型コンパクトシティ」の具現化を推進する計画でございます。

「(4)目標年次」につきましては、概ね20年先の都市の姿を展望するとともに、合わせて「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」が見通す2050年（平成62年）を見据えた計画としております。

「(5)計画の範囲」につきましては、宇都宮市全域といたします。

次に、「2 宇都宮市の現況・動向と特性」であります。別紙1-2の計画素案の本編にもございます人口や土地利用動向、公共交通、中心市街地などの観点から現況・動向と特性を整理しており、それをもとに「3 都市づくりの課題」におきまして、今後、人口減少や高齢化が進行する中で、低密度な市街地が拡大することなどにより懸念される都市づくりの課題を整理してございます。

次に、中ほどの「第1章 立地適正化に関する基本的な方針」でございますが、「1 都市づくりの理念」につきましては、人口減少や少子・超高齢社会に対応した都市の姿として、「便利で暮らしやすく100年先も持続的に発展できるまち、ネットワーク型コンパクトシティの実現」を目指すこととしてございます。

また、「2 都市づくりの目標」におきましては、『ネットワーク型コンパクトシティ』実現のための要素である、「都市機能」や「居住」、「公共交通」、「自然環境との調和」、「都市の持続可能性」の観点から、記載されている5つの目標を設定しているところでございます。

次に、「3 将来都市構造」につきましては、将来あるべき都市の骨格を示すものであり、「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」を踏まえ、その構成要素として、都市機能の集積を目指す「拠点」と都市活動を支える主要な交通体系である「交通軸」の考え方などを示しております。

「(1)基本的な考え方」であります。本市の都市構造は、高度な都市機能が集積した都心部と、都心部から放射状に伸びた道路網などで結ばれた古くからの地域(合併前の旧町村)からなる都市の成り立ちを踏まえ、「都心部への一極集中ではなく、旧町村の中心部などの各地域に拠点を配置し、地域特性を踏まえた機能集積を進めるとともに、都市の骨格となる交通網から身近な交通網まで、階層性を持った交通ネットワークによって拠点間の連携・補完を図ることとしております。

これらの取組によりまして、自然環境との調和を図りながら、市民生活に必要な機能を充足できるとともに、都市としての価値・活力を高めることのできる『ネットワーク型コンパクトシティ』の形成を目指すこととしております。

「(2)拠点の配置」につきましては、都市の成り立ちを踏まえ、市の中心部に『都市拠点』を配置し、高次で多様な機能を備えた拠点を形成するとともに、都市拠点と強い関連を持ち連担する地域を『都市



拠点圏域』として位置付け、都市拠点と役割分担を図り日常生活に必要な機能を備えるとしております。

また、各地域に『地域拠点』を14か所配置し、地域特性に応じた機能や居住を誘導・集約することとしております。

次に右側の「(3)都市の骨格となる交通軸の設定」につきましては、基幹・幹線公共交通と3環状12放射を軸とした道路を「交通軸」として位置付け、都市拠点とその他の拠点間の連携を強化することとしております。

そのうち、基幹公共交通として、南北方向のJR宇都宮線、東武宇都宮線とともに、「LRT」を東西基幹公共交通として位置付けております。また、幹線公共交通として都市拠点と各拠点間などを結ぶ主要なバス路線を位置づけています。

次に、「4 居住地形成の方向性」につきましては、将来の都市構造を踏まえ、まちなか居住や郊外居住、田園居住などの多様な暮らし方やライフスタイルを尊重しながら、メリハリある居住地の維持・形成を図ることとしております。

四角の枠内に記載のとおり、居住地の特性に応じて6つの地域に類型化し、居住地形成の方向性を記載しております。

ここで本編資料の32ページ、33ページに居住地域のイメージが掲載されておりますので参照ください。

左側の表において、類型化した6地域の概要と居住地形成の方向性を取りまとめております。また、右側の図は居住地域のイメージを表したものであります。ピンク色の都心部居住や、オレンジ色の地域拠点型居住、茶色の郊外住宅地型居住、薄緑色の田園・集落型居住などであります。

このように、コンパクトなまちづくりを進める中でも、市民のライフスタイルに応じた多様な暮らし方が選択できるまちづくりの考え方を示しております。

本編資料(別紙1-1)にお戻りください。

次に、「5 都市づくりの基本的な方向」につきましては、都市づくりの理念や目標の実現に向けた、4つの都市づくりの基本的な方向を整理しております。

1つ目の「超長期を見据え都市全体を見渡した都市づくりの推進」につきましては、「形成ビジョン」で見通した2050年を見据え都市機能等の適正な立地誘導を推進し、また、都市全体を見渡し郊外部

(市街化調整区域)を含めた拠点形成などに一体的に取り組むこととしております。

また、2つ目の「土地利用と交通が一体となった都市づくりの推進」につきましては、「立地適正化計画」などによる機能誘導と、LRT事業や公共交通活性化など交通施策との連携により、土地利用と交通が一体となった都市づくりを推進することとしております。

3つ目の「都市の生活を支える機能の維持・確保」につきましては、都市機能誘導に対応する内容として、各拠点の特性に応じた機能を誘導し、役割を補完しながら、市全体として必要な機能を維持・確保することとしております。

4つ目の「生活の利便性が高い場所への緩やかな居住誘導」につきましては、居住誘導に対応する内容として、ライフスタイルに応じた居住選択による住み替えなどを通し、高い利便性が得られる場所等に時間をかけて緩やかに居住を誘導することとしております。

「6 計画フレーム」につきましては、「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」で示す人口見通しである2050年に約45万人を基本に、居住を誘導するエリアにおきまして一定の人口密度を維持・確保する考えであります。

次に、裏面をご覧ください。

「第2章 都市機能誘導に関する事項」につきましては、平成28年度末に誘導区域等を設定することとしております。

「1 都市機能誘導の方針」につきましては、都市機能を誘導する区域と誘導施設、誘導施策を定め事前に示すことにより、事業者が施設立地に取り組みやすい環境を整備し、各拠点において地域特性に応じた機能を誘導・集積し市民生活に必要な機能を充足することとしております。

「2 都市機能誘導区域」につきましては、都市機能を各拠点に誘導・集約することにより、都市機能の効率的で持続的な確保を図る区域であります。都市機能誘導区域の設定の考え方につきましては、この後、資料により具体的にご説明いたします。

「3 誘導施設」につきましては、都市機能誘導区域内に立地を誘導すべき施設として、誘導区域ごとに必要な施設を定めるものでありますが、今後、地域の特性や都市機能の状況・まちづくりへの効果などを勘案しながら、誘導施設に係る機能の候補例に示しております、医療や福祉、商業機能などを基本に検討してまいります。詳細につ

いては次回以降の審議会で改めてご提示させていただきます。

「4 都市機能に関する誘導施策」につきましては、交通利便性の向上や施設用地の確保などの課題に対応した取組に加え、事業者へのインセンティブにより、施設立地が促進されるよう誘導施策を行うこととして、今後、誘導施設の整理とあわせて検討を進めてまいります。

次に、「第3章 居住誘導に関する事項」につきましては、平成30年度末までに誘導区域を設定することとしております。

そのうち、「1 居住誘導の方針」につきましては、居住を誘導する区域と誘導施策を定め事前に示すことにより、住み替えなどの機会に合わせ拠点等への居住が促されるような環境を整備し、地域特性に応じた機能や公共交通サービス、地域コミュニティを維持・確保することとしております。

「2 居住誘導区域」につきましては、人口減少の中でも一定の人口密度を維持し、都市機能や地域コミュニティを持続的に確保していくため、居住を誘導する区域であります。

区域設定の考え方として、将来の人口や人口構成などを踏まえ、拠点や、拠点へのアクセス性が高い公共交通の徒歩圏などに設定することを考えております。具体的には、「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」で位置付けた、市街化区域の居住誘導エリアである「拠点」や「公共交通沿線」に加え、「既に一定の都市基盤が整備されている場所」などを基本に検討してまいります。

「3 居住誘導に関する施策」につきましては、居住誘導区域への居住が促進されるよう、身近な拠点への都市機能の維持・確保や交通利便性の向上などの誘導施策を行うものであり、今後、居住誘導区域と合わせて検討してまいります。

最後に「第4章 計画の推進に関する事項」につきましては、計画の策定後の事後評価と推進体制などについて記載しております。

まず、「1 計画の評価」につきましては、『ネットワーク型コンパクトシティ』に向けた都市形成の動きや施策の進捗状況を定量的に評価できる指標を検討してまいります。また、概ね5年ごとに計画の評価を行い、計画の進行管理や必要に応じて計画の見直しを行うなど、動的な計画として運用していく考えでおります。

また、「2 推進体制」につきましては、『ネットワーク型コンパクトシティ』の形成が円滑に進められるよう、公共交通や公共施設再編、医

高橋臨時幹事 療・福祉などの関連施策との連携体制を検討することとし、特に、その中でも、機能誘導と車の両輪である公共交通は、都市交通戦略などの計画の改定等において連携・整合を図るなど一体的に施策推進を図ってまいります。また、計画の評価を行う中で、都市機能等の誘導状況や人口動態等を把握し、「都市計画審議会」等から意見をいただきながら、既存支援策の見直しや新たな支援策の追加などを検討することとしております。

「資料1 計画の素案」の説明については以上であります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

森本議長 はい、ありがとうございます。事務局から説明が終わりました。委員の皆様からご質問・ご意見等がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

横尾委員 別紙1-1の「2 都市づくりの目標」について、(1)から(5)まで記載されていて、大きな方向性は五本柱の形で大賛成であるが、一点、(5)の都市の持続可能性と関連するエネルギーや環境などについては、都市計画の所掌範囲とは、少し離れてしまうかもしれないが、これから都市全体の骨格が変わっていく20、30年の流れの中で、各区域においてエネルギー問題も出てくると思うので、省エネルギーや省CO2の考え方がどこかに入っていた方がよいと個人的には思うのだがいかがか。

高橋臨時幹事 委員から、前回の都市計画審議会で、指標において環境に関する指標を入れた方がよいとの意見を頂いたところでありますが、コンパクトシティのまちづくりの一つにはエココンパクトシティの観点もございますので、5つの柱に加えられるかわかりませんが、どこかにコンパクトなまちづくりによるエコへの評価について位置づけられるか検討してまいりたいと考えております。

横尾委員 もう一点の観点として、(3)に「公共交通などにより安全で」とありますが、東日本大震災がもう一度起こるかというのは議論が分かれるところではあるのですが、今後いくつかの拠点整備を誘導していく中で、その地域の安全性をどこかで考え方として入れられないか。

例えば、その安全性というのは、何かの施設が自家発電を持って

- 横尾委員 いるとか、地域の方が避難して、暖を取れるとか情報を得られるとか、東日本大震災の時もかなり広域で停電していた中で、停電しなかった地域もあったり、また、停電していても施設によっては機能が維持できていたり、もう少し政策的に骨格を変えていく中で、何かあった時の安全を担保するというのが考え方のどこかにあってほしいと思います。
- 将来的に子供達や孫の世代が「ここに住んでいて安全で良かったなあ」と繋がる部分でもあるのでそういうところは考えられないか。
- 高橋臨時幹事 委員が仰ったとおり、「ネットワーク型コンパクトシティ」を形成するため、都市を集約するだけではなく、持続可能なまちづくりとして安全・安心はキーワードとしてありますので、この中に入れられるかどうか検討します。
- 森本議長 関連して説明したいと思うのだが、都市づくりの目標については「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」の目標とオーバーラップさせて作っているという認識でいるのですが、ほぼその内容と同じという理解でよろしいですか。もしくは、立地適正化計画用に付け加えたものがあるという認識でしょうか。
- 高橋臨時幹事 ベースは同じです。
- 森本議長 そうしますと、「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」を踏まえながら横尾委員から指摘して頂いた文言が入るか検討して頂くのと、横尾委員が最初に言われた「省エネルギーの考え方」などについては、現在策定中の「環境基本計画」との整合は図った方が良いと思います。
- 森岡委員 人口フレームについて、2015年の国勢調査の結果が今日発表されているが、かなりのスピードで人口減少社会に日本は入ってきている。宇都宮の様々な事業や努力で人口を維持することは分かるのだが、この人口フレームは楽観的な数字ではないか。人口規模によってかなり計画が変わってくるが、誘導策や実施計画等でメリハリを付けて頂いて、人口を減らさない高密な中心部を作ってもらえるようお願いしたい。そのあたりはどう考えているか。

高橋臨時幹事

人口フレームにつきましては、「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」を参考に見直しをかけたところであります。別紙1-2「(仮称)宇都宮市立地適正化計画(素案)」の39ページをご覧ください。本市の人口は現在微増しており、平成29年度をピークに減少していく見込みとなっております。グラフに2本の線がございますが、2050年に50万人を維持するグラフになっている方が、様々な政策効果を見込んだ「宇都宮市人口ビジョン」で設定したものであります。趨勢型が下の線になり、2050年には45万人になります。「立地適正化計画」につきましては、趨勢型の45万人をベースに考えています。

委員ご指摘の誘導策や実施計画等の見直しをかけて実行性の高い計画にしていくことにつきましては、人口フレームを変えることは難しいですが、計画の内容や施策については、概ね5年程度で見直しをかけていきます。

森岡委員

別紙1-2の9ページの人口増減ですが、平成12年から平成22年の10年間で低密度化が進行していると整理がされている。

その低密度化の流れを止めて、高密な市街地を造る計画だと思うが、集約することはものすごいエネルギーが必要となる。

また、この計画を作ったのはいいが中々集約が進んで行かないということになりかねないので、もう少し考えをお聞かせ願いたい。

高橋臨時幹事

集約するには、かなりのエネルギーが必要ではないかということについてですが、「立地適正化計画」は拠点などに都市機能や居住を誘導する計画であり、民間事業者などに対してインセンティブを与えて誘導していきます。そのため、時間は相当かかります。

都市機能が集約することによって、生活が便利になれば人の住み替え行動も起きて街なかに人が集まってくる。時間軸で言うと長いスパンでコンパクトな街を進めていく考えでございます。

確かにすぐには実現できませんが、人口フレームも2050年を見据えており、「立地適正化計画」につきましても長い目でこの計画を見ていきます。

中心市街地については重点的に他の地域拠点以上に公費を投入して都心居住や都市機能の誘導などを進めていきます。

森本議長

今の説明の補足ですけれども、お手元のパンフレットに記載があり

森本議長

ますが、5、6ページに「立地適正化計画」を策定した場合の税制上の措置や支援措置が記載されております。これらをインセンティブという形で表現したところですが、これらをどう使っていくかはこれからアイデア次第になってきます。いずれにせよ、低密な市街地が拡大していていますから、相当インセンティブを働かせないと集約は難しいだろうと理解しております、その辺は本市のこれからの努力次第という捉え方もできるかもしれません。

桜井委員

先ほど安全という話もあったかと思うのですが、防災の部分もどこかに盛り込めればなと思っております。

具体的な話をしますと、昨年9月に関東東北豪雨で水害がありまして、田川の上流部で氾濫して農地に水が流れたことによって街なかなど下流で溢水しなくて済んだ。やはりそういうことを考えますと、前回は異常気象で50年に1度の水害でしたけど、ゲリラ豪雨なども考えますとまめに起きてくるだろう。やはり防災的な安全に暮らせる街ということも盛り込めればと考えております。

もう1つは「立地適正化計画」という中で、ハード的な文言が出てくると思うのですが、やはりそこに住んでいるのは人でありますのでコミュニティが活発にまた、街が元気になるような文言もどこかに入れて頂くとやわらかい計画にもなっていくのかなと思ってます。国土交通省が作成した「立地適正化計画」のパンフレットにはコミュニティが持続的に確保されるよといった文言も入っておりますので、どこかに入れていただきたいと思っております。

岡田委員

この「立地適正化計画」は、市街化区域や市街化調整区域の今後の暮らし方について、よくまとまっていると思います。

ただ、先ほどの発言の中で努力次第によるという長期的なスパンで実施していくということだが、森岡委員が仰っていたとおり、やはり人口減少に関しては色々な分野でも問題視されていることだと思えますので、早急に進めなくてはいけないものにつきましては、重点項目に挙げて頂いて進めてほしいと思っております。

というのが、宇都宮の場合ですと、街はある程度形成されていると思います。それを「立地適正化計画」でより良くまとめていくのかと思っておりますが、「立地適正化計画」を待っているとそれでは追いつかないような気もしています。今まで形成されてきた街において中心部だけ

岡田委員

ではなく昔開発された団地などで空洞化が起きています。

人口減少につきましては、都市計画の観点だけではなく色々な方と検討する課題だと思います。

なぜ人口減少になるかという一つの理由としては、若い人がその場所で生活をしたいか、生活できるかという視点だと思いますので、その部分を良く考えて頂いて、若い人は、子育ての問題と住宅の価格の問題などで選んで住んでいるという状況もありますから、そういうことも計画の中に入れてくればと思います。

土地区画整理事業もかなり進んでいますので、例えばそういう所にまちづくりの機能を導入できるような仕掛けを是非検討していただきたいと思います。

土地区画整理事業の今の段階ですが、土地の区画を使いやすくするという所が主であり、まちづくりの考えというのは地域の方に浸透していかないと思います。是非そういうところからまちづくりだということ地域の方に示していただきたいなと思います。

高橋臨時幹事

どうもありがとうございます。「立地適正化計画」における居住誘導、都市機能誘導にあたりましては、市民理解が十分必要であります。また、都市機能誘導区域を今後は設定していくにあたりましては、庁内の関係課と連携をとっていく必要があります。

例えば団塊の世代が75歳になるという時期が迫っておりますが、例えば、そのような世代が地域の中で医療・福祉・介護が一体となって受けられる地域包括ケアシステムといったものも、医療・福祉分野で検討している。そういった横のつながりを強くして都市機能を誘導してまいりたいと考えております。

市民意見の把握につきましては、来年度、計画が整理された際には、市民説明会、各種団体などと意見交換を行いまして意見をとりまとめたいと考えております。

森本議長

只今、資料1については、ご説明いただきましたが別紙2-1の資料については、ご参考ですか、それともご説明ですか

高橋臨時幹事

この後説明させていただきます。

森本議長

それでは、ご説明いただき議論を進めたいと思います。



まず「1 都市機能誘導区域の意義(メリット)」についてでございます。

都市機能誘導区域の設定により、区域内での誘導施設の整備などにつきまして税制・財政・金融上の支援措置が受けられます。また、合わせて、誘導区域外の立地に対する「事前届出制」により、都市機能の誘導・集約を緩やかに図ることで、「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を着実に進めることができるのではないかと考えております。

なお、都市機能誘導区域に誘導する施設につきましては、地域特性や機能の配置状況とともに、拠点間の連携・補完やまちづくりへの効果等を勘案しまして、新設だけでなく維持すべき施設を含めて検討してまいります。

「2 都市機能誘導区域の配置の考え方」であります。『ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン』で位置付けました『都市拠点』及び『都市拠点圏域』と、市街化区域の『地域拠点』を基本に、「ネットワーク型コンパクトシティ」の要となる基幹公共交通の結節点であり、将来的に立地場所が動かない鉄道駅やトランジット機能を備えたLRT停留場の周辺を含めた場所に配置してまいりたいと考えてございます。

下の表のとおり、都市機能誘導区域は都市拠点に対応したエリアに1箇所、同様に都市拠点圏域に2箇所、市街化区域の地域拠点に7か所、合計10か所であります。

具体的な配置は、末尾に付けております参考2のカラー刷りの資料をご覧ください。

赤の破線が都市拠点エリア(中心市街地)の都市機能誘導区域を表しており、緑色の破線が地域拠点などの都市機能誘導区域の位置を示してございます。

この中で、黄色破線は都市拠点圏域を表しておりますが、その圏域内の、南宇都宮駅周辺とLRTのベルモール前停留場につきましては、「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」で位置づけた拠点ではございませんが、拠点性の高い地域であり、基幹公共交通の結節点でありますことから、都市機能誘導区域を設定してまいりたいと考えております。

また、紫色の破線は、7箇所ある市街化調整区域の地域拠点であります。立地適正化計画の制度上、誘導区域の設定ができません。

るので、「立地適正化計画」と合わせて、市街化調整区域の土地利用方針を策定し、拠点への生活利便機能の充実などに一体的に取り組んでいくこととしております。

次に、資料の2ページをご覧ください。

「3 都市機能誘導区域の規模の考え方」につきましては、都市や地域の成り立ちのほか、都市計画やまちづくりの観点を考慮しながら設定することとしております。

「ア 都市拠点周辺エリア」におきましては、都市拠点を核に「中心市街地活性化基本計画」の区域と土地利用（商業地域）を勘案した場所に高次で多様な都市機能を集積する「高次都市機能誘導区域（仮称）」を設定する考えでおります。

また、合わせて都市拠点と連担しながら日常生活に必要な機能を備えるエリアでございます都市拠点圏域において、内環状線の内側を基本に地域拠点と同水準の生活利便機能を誘導する「都市機能誘導区域」を設定する考えでございます。

設定イメージにつきましては、A4横の別紙2-3の1ページをご覧ください。

青の破線が高次都市機能誘導区域のイメージを表しており、また、赤の破線は内環状線の内側の都市機能誘導区域のイメージを表しております。

なお、内環状線の内側につきましては、競輪場通りと国道4号、平成通り、栃木街道で囲まれた範囲であります。

別紙2-2の2ページにお戻りください。

「イ 南宇都宮駅周辺エリア」につきましては、都市拠点圏域における鉄道駅周辺に位置しており、公共交通によるアクセス利便性が高く、都市拠点の機能を補完する教育・文化機能が集積するなど、拠点性が高いエリアであることから、地域拠点と同水準の生活利便機能を誘導する「都市機能誘導区域」を設定してまいりたいと考えてございます。

また、「ウ LRT停留場周辺エリア（ベルモール前）」につきましては、都市拠点圏域内に位置し、LRTのトランジットセンターの位置付けがあるエリアであり、今後、交通結節機能の強化や拠点性の向上が見込まれることから、地域拠点と同水準の生活利便機能を誘導する「都市機能誘導区域」を設定してまいりたいと考えてございます。

また、下段に記載の、鶴田駅周辺につきましては、都市拠点圏域内の鉄道駅周辺に位置しておりますが、駅周辺の基盤が未整備となっております。今後、都市計画道路などの基盤整備等と合わせて「都市機能誘導区域」を検討してまいりたいと考えております。

3ページの「(2)市街化区域の地域拠点に係る区域」につきましては、別紙2-2をご覧ください。

「都市拠点等に係る都市機能誘導区域の設定基準(案)」についてであります。こちらは、誘導区域設定の考え方を取りまとめたものであります。

まず、「1 基本的な考え方」でございますが、鉄道駅周辺等の交通便利性が高い場所や、一定の都市機能が充実している場所などにおいて、徒歩等で容易に移動できる範囲を基本に設定してまいります。その上で、地域特性を踏まえ、全ての拠点に適用する「共通基準」に加えて、「類型別基準」により区域を設定してまいりたいと考えております。

「2 設定基準(案)」の「(1)共通基準」であります。まず、「ア 誘導区域の規模」につきましては、「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」における地域拠点の範囲である拠点の中心の目安から概ね半径500mの円の面積(約100ha)の範囲内で設定する考えでございます。

また、「イ 都市計画の用途地域」につきましては、商業系及び住宅系の用途地域を基本に設定し、工業系の土地利用や地区計画において住宅専用地区としての定めがあるエリアは除外する考えであります。

また、「ウ 区域境界」につきましては、客観的な判断がしやすい地形地物や大規模な施設の敷地境界、用途地域の境界を基本に設定する考えであります。

次に、「(2)類型別基準」につきましては、裏面をご覧ください。

公共交通を軸としたまちづくりの観点から、地域拠点等を「鉄軌道駅周辺型」と「主要バス路線沿線型」に類型化し、基幹公共交通である「鉄軌道駅周辺型」には、共通基準に加えて類型別基準を適用し設定してまいりたいと考えております。

類型別の基準につきましては、裏面をご覧ください。

一番左に拠点の類型が記載されており、真ん中に類型別基準、一番右側に該当地区を記載しております。

まず、「鉄軌道駅周辺型」の都市機能誘導区域につきましては、「共通基準」に加えて、都市計画やまちづくりの観点を勘案しながら設定してまいりたいと考えております。

まず、「ア 都市計画」につきましては、都市機能の誘導を図る用途地域や地区計画などがすでに定められているエリアが、駅近傍かつ公共交通で結ばれている場合には都市機能誘導区域に含める形で設定するものでございます。

具体例を示しておりますが、この後、図面にてご説明させていただきます。

また、「イ まちづくり」につきましては、大規模な公共公益施設については、拠点形成に欠かせない施設であり、また、誘導施設が立地する上で種地となる可能性がある場所でございますので、駅近傍かつ公共交通で結ばれている場合には都市機能誘導区域に含める形で設定するものでございます。

こちら、具体例につきましては、この後、図面にてご説明いたします。

なお、駅近傍は、「都市交通戦略」における、利用実態を踏まえた「公共交通利用圏域」である鉄道駅から半径1.5kmとしており、一定の公共交通要件の範囲内で区域設定を行う考えでございます。

次に、二つ目の類型でございます、「主要バス路線沿線型」の都市機能誘導区域につきましては、共通基準を踏まえて設定する考えでございます。

以上の設定基準をもとに地域拠点等の都市機能誘導区域の設定イメージを取りまとめたものが別紙2-3であります。

3ページをお開き頂きたいと思っております。

見開きの上のページの図上の赤の破線が都市機能誘導区域の設定エリアのイメージでございます。また、下のページに只今ご説明いたしました、設定基準を掲載し、赤枠が該当する基準となっております。

3ページの「南宇都宮駅周辺エリア」につきましては、駅の北側が近隣商業地域に指定されており、駅に近接して文化会館、中央図書館などが立地しておりますが、駅の北側におきまして、都市機能誘導

区域を設定する考えであります。

続きまして、5ページをお開きください。

「LRT停留場周辺エリア(ベルモール前)」につきましては、LRT 停留場予定地の北側が工業系と住居系が混在した土地利用になっているのに対して、南側においては大規模商業施設の立地などの計画的な土地利用が図られ、大学、小学校などの公共施設も集積しておりますため、図面のような南側のエリアを中心に「都市機能誘導区域」を設定してまいりたいと考えております。

続きまして、7ページをお開きください。

「岡本駅周辺エリア」でございます。駅近傍の、地図上の左側のところに、大規模な公共公益施設であるNHU宇都宮病院等が集積しているため、拠点施設として欠かせない重要な施設となっておりますのでそれらを含める形で設定してまいりたいと考えております。

続きまして、9ページをお開きください。

「江曾島駅周辺エリア」につきましては、駅近傍の、地図上の右上のところに大規模な公共公益施設が集積しております。がんセンターや衛生福祉大学校等が集積しているため、それらを含める形で設定してまいりたいと考えてございます。

続きまして、11ページをお開きください。

「西川田駅周辺エリア」につきましては、幹線道路である「宇都宮環状道路」や「栃木街道」などに囲まれた範囲を基本に設定してまいりたいと考えております。

続きまして、13ページをお開きください。

「雀宮駅周辺エリア」につきましては、地域の成り立ちとして、南北を通る国道4号沿いに商業地が形成され雀宮駅周辺と雀宮地区市民センター周辺の近隣商業地域の2核の都市構造となっております。また、大規模な公共公益施設である、旧社会保険病院が立地しているため、それらを含める形で設定してまいりたいと考えております。

続きまして、15ページをお開きください。

「テクノポリスセンターエリア」につきましては、地区計画が定められ、交通結節点であるエリアの西側のLRT停留場予定地を中心に、東西の幹線道路沿線に機能が集積する沿道型の都市計画が定められております。また、土地開発公社の低未利用地など公共公益施設(用地)も立地しておりますので、それらを含める形で設定してまいりたいと考えております。

高橋臨時幹事

続きまして、17ページをお開きください。

「主要バス路線沿線型」の「瑞穂野団地周辺エリア」につきましては、新4号国道の瑞穂野団地入口交差点を中心に、半径500mを基本に設定してまいりたいと考えております。

続きまして、19ページをお開きください。

「上河内地域自治センター周辺エリア」につきましては、新たに線引きを行うところではありますが、上河内地域自治センターを中心に、半径500mを基本に設定してまいりたいと考えております。

「資料2 都市機能誘導区域の設定の考え方」の説明については以上であります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

森本議長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

岡田委員

拠点の考え方につきましては、以前にも聞いておりましたし少しづつ理解しているところでありますが、今回、誘導区域を設定していただいたのですが、誘導するためにはどのようにしていくのか、誘導の方法については踏み込まないのですか。例えば、用途地域の中に強く盛り込むことなどについてご意見を伺います。

高橋臨時幹事

今回ご提示しましたのは、都市機能誘導区域の線を引いていくに当たり、基本的な考え方を整理したものであります。今後のスケジュールといたしましては、区域が定めればどういった誘導施設を誘導すべきかという議論が出てきます。誘導区域ごとに誘導施設は異なりますので、今後検討していきます。併せて誘導施策についても検討していくこととなります。

先ほど森本会長からもご提示ありましたパンフレットの5、6ページをご覧ください。税制の特例措置や支援措置などが挙げられております。これらの国の支援策だけではなく、市の独自施策として支援策も検討していきたいと考えております。

安藤委員

誘導区域に指定されたところは用途地域の変更も見据えて、拠点として設定していくということか。それとも今の用途地域のままで進めていくのか。

|        |   |
|--------|---|
| 高橋臨時幹事 | 場所によっては、用途地域も変えるという想定で行っております。  |
| 安藤委員   | 特に LRT が通って人口が変わってきたり、場所によって大きく変わる可能性があると思うが、その辺は臨機応変にということか。   |
| 高橋臨時幹事 | はい。   |
| 菊池委員   | 先ほど、国の支援策についてはご説明いただいたが、宇都宮市の方で何か具体的に用意しているものはありますか。  |
| 高橋臨時幹事 | <p>独自の市の支援策については、具体的な検討に至っておりませんが、先行的に実施している支援制度についてご説明させていただきますと、例えば、福祉施設の施設整備の補助事業者の選定におきまして、立地の条件を絞り込むような形で「宇都宮市が推進するネットワーク型コンパクトシティの対象地域又はその近隣に立地されていること」を審査項目に加え、すでに公募を行っているものもあります。</p> <p>今後また、支援制度を改良して市の独自性も検討していきます。支援策につきましては、庁内関係課と連携を図り、誘導施設と一体となって検討していきたいと考えております。</p> |
| 菊池委員   | 都市機能誘導も居住誘導もですが、機能や人が動くとお金がかかる話になってきます。理想論にならないため支援策が充実してこない絵に描いた餅になってしまうと思いますので、支援策の充実についてもご検討の程よろしくお願いします。  |
| 横尾委員   | 別紙2-2の2ページの「地域拠点等の類型と類型別基準(案)」についてですが、都市計画とまちづくりに分けてあり、この分け方についてはよいかと思いますが、サブの基準として先ほど説明した内容と重複するところもあるのですが、インフラの充実度という観点も入れた方がよいのではと思います。例えば、上下水道やガス管などインフラも考慮して、上物だけではなく下物も考慮して検討していますという方がよいと思います。   |
| 高橋臨時幹事 | 今言われたことは正にその通りでございまして、一定の基盤が整っており、上下水道だけではなく道路インフラなどもストックとして整備さ   |

高橋臨時幹事 れているような所をより優先的に区域取りしていくという考え方はある  
と思いますので、このことにつきましては反映していきたいと考えており  
ます。

森本議長 仰るとおりで私から補足ですが、先ほど櫻井委員がご発言いただき  
た防災の視点もあると思います。極めて危険な場所、例えば、常に氾  
濫している場所を誘導区域に選定することは齟齬をきたしてしまいま  
すので、安全性の面や機能充実度の面というフィルターがかかったの  
ちに議論をするというようにフレームを直してもらっていいですか。

高橋臨時幹事 かしこまりました。

森岡委員 別紙2-3の都市機能誘導区域の設定イメージの図を見ると概ね  
半径500mに収まっていると思うが、半径1kmの線も記載されている  
のだが、その意図は何か。

高橋臨時幹事 500mというのは、「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」で  
設定してあります拠点から概ね半径500mのエリアをとっています。  
規模感を出すために半径1kmを載せております。

森岡委員 半径1kmのエリアも場合によっては入れていくということか。

高橋臨時幹事 はい、そうです。先ほど類型別基準のところの説明させていただきました  
ましたが、半径500mに収まらないような都市計画やまちづくりの視点  
がありますことから、地域の特性や地域の成り立ちに応じて区域設定  
をしており、その限度を1.5kmとしております。

森岡委員 市街化調整区域であっても半径500mの円の中に入って、すでに  
施設立地がされているような場所もあると思う。先ほどの説明の中  
でもあったが、場所によっては市街化区域にするとか用途を見直す可  
能性もあると聞いたが、計画を作りながら変更をしていくのか。それと  
も計画とは別で変更していくのか。考えを伺いたい。

塚田幹事 只今のご質問ですが、別紙2-3「都市機能誘導区域の設定イメ



塚田 幹事

ージ」の13, 14ページが典型的かと思われま。雀宮駅周辺エリアにつきましては、拠点の中心を駅に設けておきまして、その東側は市街化調整区域であり、そこには南図書館、宇都宮工業高校などの公共施設があるわけですが、この場所は土地利用が農業地になっており、農地法のコントロールが強いエリアでございます。

この後、報告事項として「市街化調整区域の土地利用方針」についてご説明させていただきますが、基本的に「立地適正化計画」の区域取りにつきましては、市街化区域の中で行い、市街化調整区域の拠点につきましては、「市街化調整区域の土地利用方針」で整理するという2本立てであります。

これが宇都宮市の「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成で、市街化区域、市街化調整区域を合わせた拠点形成の考え方として取り組んでまいりたいと考えております。

基本的には、「立地適正化計画」は市街化区域内で区域取りをしていくという考えでございます。

森岡 委員

インターパークが入っていないのだが、除いた考え方はあるのか。

また、居住誘導区域について、先ほど岡田委員からご発言があったとおり、土地区画整理事業を行った所に居住を誘導していくのかしていかないのか、現時点では入っていないのだが考え方をお聞かせ願いたい。

高橋臨時幹事

2つ目から説明させていただきます。現在、土地区画整理事業を進めている所につきましては、公共施設の整備改善などの基盤整備を行い、居住の受け皿を整備しているところでございます。基本そのような場所につきましては、居住誘導区域の中に入ってくると思われま。

本日も説明できなかった居住誘導区域の議論につきましては、この先の話でございますが、現段階のイメージでは、土地区画整理事業を進めている所につきましては、居住誘導区域に含めて検討してまいります。

また、インターパークにつきましては、「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」では産業拠点としての位置づけであり、通常地域拠点レベルの都市機能までは求められないということで「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」の策定の際には、地域拠点の位置付け

|        |   |
|--------|---|
| 高橋臨時幹事 | まで至らなかったのではないかと思います。  |
| 森本議長   | <p>だいぶ時間がきておりますので、もし質問等なければ終了させていただきます。ありがとうございました。皆様から多様なご意見をいただきました。冒頭お話ししましたように、この議案については継続審議でございます。次回以降も継続してご議論いただくこととなります。</p> <p>今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。</p>  |
| 高橋臨時幹事 | <p>今後の策定スケジュールであります、<br/>右上に参考資料と記載された資料をご覧ください。</p> <p>次回以降の都市計画審議会におきましては、今回ご議論いただいた設定の考え方を踏まえ設定した都市機能誘導区域の案や、誘導区域に誘導する施設、誘導するための施策につきまして、概ね四半期ごとに審議会を開催し、ご意見を伺いながら、来年の2月を目途に答申をいただき、平成28年度末に計画を策定し、都市機能誘導区域を設定していく予定でございます。</p> <p>なお、策定におきましては、審議会のご意見とともに、市民や関係団体などからご意見を伺いながら、策定を進めていく予定です。よろしく願いいたします。</p> |
| 森本議長   | <p>続きまして、「その他」に移ります。</p> <p>(「4. その他」として、「市街化調整区域における土地利用方針について」と「LRT事業に係る都市計画手続きについて」について報告し、各委員に意見を伺ったもの)</p> <p>「市街化調整区域における土地利用方針について」</p>  |
| 横尾委員   | <ul style="list-style-type: none"> <li>調整区域の今回の立地適正化に合わせて、そのエリアに関わってくる調整区域は、開発がしやすいように進めていくという考え方なのか。</li> </ul>  |
| 塚田幹事   | <ul style="list-style-type: none"> <li>まず、「ネットワーク型コンパクトシティ」の考え方が基本にあり、調整区域のどこでも開発していいというわけではない。</li> <li>現在でも開発許可基準に則り一定の制約のかかった開発がされている。</li> </ul>  |

塚田幹事

- ・ 調整区域にある地域拠点に生活利便機能をおある程度集積して、その地域の方が生活しやすい環境を整えていきたい。
- ・ まずは、地域拠点において、どのような施設立地ができるのか、今の開発許可基準と照らし合わせて緩めるのか、強くするか、生活利便機能について検討していく。
- ・ ただ、居住については、建物が建てられない地域ということもあり、今後の人口減少社会の中で、調整区域についても住みたい行動がおきて、利便的な機能を備えた周辺に来るのが非常に望ましいが、集約化ができるのかということも併せて検討したうえで、開発許可基準の方も検討していく。
- ・ 基本的にはどこでも住めるというようなことではない中で、このように生活利便機能を集約していくのかということをお、今後検討していく。

森本議長

- ・ 極めて重要なことを今議論している。
- ・ コンパクトシティをつくると言っているのに、一方で調整区域に開発を許可するというような制度になって、調整区域をどのように考えていくのか非常に重要であると思う。
- ・ 国の方も開発許可基準については、地元の自治体の条例で許可の強化や緩和ができるようになっている。宇都宮市として調整区域については開発を厳しく抑制する一方で、拠点になる場所については、若干、緩和処置を検討する余地がある。
- ・ 例えば、住宅系に関しては、調整区域での立地はできるだけ抑制することが基本である。また、同時に地域拠点への生活利便機能の集約を促進させる。この二つが二本立てとなり、相互に補完することが重要である。宇都宮市としては非常にタイムリーな提案で、二本を同時に動かすということで、私は理解している。

「LRT事業に係る都市計画手続きについて」

塚田幹事

- ・ 今後、4月の都市計画審議会でご審議いただくにあたり、今回様々な意見が出ているわけであるが、委員の皆様にお現地を見ていただいたうえで審議いただいた方がよろしいのではないかと考えている。
- ・ 4月が1号委員の皆様の改選時期ということもあり、3月下旬と4月上旬の2回に分けて、現地調査をしていただき、その際に現地の

- 塚田課長 方で、素案の内容やルートの説明させていただき、その後に審議いただく方がよろしいのではないかと考えているので、提案させていただく。
- 今井委員
- ・ ぜひ、現地を当審議会で調査していただいて、確認していただいた方がよろしいかと思う。
- 森岡委員
- ・ ぜひ、そういう形でお願いしたい。
  - ・ できれば、その時に、ルートを通りながら、賛成反対も含めて、出ている意見を分かりやすく説明してもらえると、なお、ありがたい。
- 森本議員
- ・ 本市にとっても、非常に重要な案件でもあるし、全国からも注目されている案件でもある。
  - ・ 審議会としても、慎重かつ適正に判断したいと思うので、事務局からの現地調査の開催の提案については、了承でよろしいか。
- 全委員
- ・ 了承。
- 森本議長
- ・ 皆さん、年度末で忙しいでしょうから、後日事務局で調整していただきたい。
- 森本議長
- 以上で報告を終わりにいたします。  
その他、事務局より連絡事項等ございますか。
- 牧口書記
- 特にございません。
- 森本議長
- それでは、これをもちまして「第61回宇都宮市都市計画審議会」を閉会いたします。  
長時間のご審議ありがとうございました。